

令和7年度高知県水産業デジタル化等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県水産業デジタル化等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、若者や女性の新規就業・定着の増加につながる働きやすい雇用型漁業への転換を推進するため、デジタル機器や省力化機器を総合的に整備して経営の効率化や作業負担の軽減を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助の要件)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）及び補助の要件は別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、補助事業の実施期間内において発生した経費とし、補助率及び補助上限額は別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する者は、補助事業計画書（第1号様式別紙1）を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる場合に該当する変更をするときは、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の

承認を受けなければならないこと。

ア 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

イ 補助事業の中止又は廃止

ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(審査委員会の設置)

第7条 知事は、第6条第1号の規定により補助事業者から補助事業計画書が提出されたときは、別に定める高知県水産業デジタル化等推進事業審査委員会設置運営要領に基づく審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、補助事業計画書の内容及び補助金交付の適否等の審査並びに採択事業の決定を行い、知事に報告する。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条に規定する審査委員会の報告を受け、第5条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付申請を取下げようとするときは、当該補助金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第 11 条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 3 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 6 日のいずれか早い期日までに、別記第 4 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 5 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(事業実施効果の報告)

第 13 条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から補助事業計画書に定める事業計画期間の最終年度の翌年度までの間、別記第 6 号様式により、毎年 12 月末までに水産業デジタル化等推進事業の実施効果を知事に報告しなければならない。

2 前項の最終年度の報告において、補助事業計画書（第 1 号様式別紙 1）に定める計画要件が達成できていない場合は、事業計画期間を 3 年延長した改善計画を作成し、知事の承認を得なければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、実施効果についての証拠書類を徴することができる。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（補助事業において製造された装置等及び製品開発の成果を含む。以下「財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 前項の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜き）以上の備品及びその他の財産については、別記第 7 号様式による取得財産等管理台帳により管理することとし、

第 12 条による実績報告書に添付しなければならない。

- 3 前項の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定により知事の承認を得て財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。

（補助金の返還）

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- （3）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （4）補助事業により購入し、又は取得した設備を、耐用年数を過ぎる以前に処分したとき。
- （5）第 13 条第 2 項に基づく改善計画の達成が見込まれないとき。
- （6）補助目的に沿った使用をしなくなったとき又は事業の存続が困難となったとき。

（グリーン購入）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 15 日から施行するものとする。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 3 条、第 6 条第 4 号から第 6 号まで、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助の要件
<p>県内に事業所を有する養殖業を営む法人</p>	<p>(1) 単一種類の設備・機器のみの導入ではなく、複数種類の設備・機器を組み合わせた総合的な機器導入（対象とする複数の作業区分において、各作業区分それぞれに対して設備・機器を導入することをいう。）を行うとともに、飼育管理システム※1によるデータ管理に取り組むこと。</p> <p>(2) 補助事業終了から3年の間（以下「事業計画期間」という。）に、海上作業にかかる年間労働時間※2を基準年比5%以上削減するとともに年間給与支給総額※3を基準年比1.5%以上増加させること（必須目標）。また、以下のいずれかの選択目標のうち一つ以上を達成すること。</p> <p>ア 従業員一人当たりの休日を年間6日以上増加させること。</p> <p>イ 2日以上連続した休日を1年間に1回以上設けること。</p> <p>ウ 年次有給休暇の年間取得率を5%以上増加させること。</p> <p>エ 就業規則に年次有給休暇の計画的付与及び時間単位の年次有給休暇の規定を整備すること。</p> <p>(3) 補助事業の実施期間において、補助事業を実施する事業所の全ての役員及び従業員（非常勤を含む）が職場におけるパワー・ハラスメント対策、セクシュアル・ハラスメント対策及び安全対策に関する研修※4を受講し、任意の様式により受講結果を取りまとめた報告書を第12条に規定する実績報告書と併せて提出すること。</p> <p>(4) 補助事業が終了した後においても、県が他養殖事業者への普及を図るために実施する勉強会等に協力すること。</p>

※1 飼育管理システムとは、生簀の環境（水温、溶存酸素濃度等）、飼育魚の状態（収容尾数、魚体重、体長等）、給餌・投薬量等のデータを収集・記録し、一元的に管理するためのシステムのことをいう。

※2 海上作業とは給餌、魚体測定、選別、水揚げ、網の交換・洗浄、水質測定等の海上で行う作業のことをいい、その年間労働時間は「作業にかかる人数×1日の作業時間×年間作業日数」により算出する。

※3 年間給与支給総額は、1年間に全従業員（役員（従業員との兼務役員は除く）、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者、季節業務に4月以内の期間を定めて使用される者は含まない）に支払った給与（給料、各種手当、賞与は含み、法定福利費や退職金は除く）の総額をいう。

※4 自治体等が主催する研修会、自社が主催する研修会、インターネット上で公開されている研修用動画又は光ディスク等に記録された視聴覚教材等の視聴により実施すること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
<p>生産性の向上や省力化を図るために必要となる設備・機器（ICT・IoTを利用した環境計測機器・データ共有機器（水質監視システム、魚体重推定カメラ等）、水中ドローン、水中網洗浄機、多機能自動給餌機、飼育管理システム、飼料搬送装置、網引揚げローラー等）の導入に係る経費</p> <p>ただし、中古品の購入費用、設備・機器の導入に伴う既存設備の撤去費用は補助対象外とする。</p>	4分の3以内	1事業当たり 上限4,000万円 下限1,000万円

別表第3（第6条、第8条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。